

日銀、政策金利を3会合連続据え置き

～春闘・海外経済について追加情報が必要との認識～

ポイント① 政策金利は3会合連続据え置き

日銀は、12月18-19日に金融政策決定会合を開催し、政策金利である無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標を「0.25%程度」に据え置きました。3会合連続の据え置きとなりました。

ポイント② 春闘・海外経済の見極めが必要

決定会合後の記者会見において植田総裁は、「賃金と物価の好循環の強まりを確認するという視点から、今後の賃金動向についてももう少し情報が必要である」と述べました。また、海外経済について、「米国をはじめとする海外経済の先行きは引き続き不透明であり、米国の経済政策を巡る不確実性も大きい状況」と述べました。上記の発言から植田総裁は、来年の春闘での賃金上昇の勢いや、トランプ次期米大統領の政策運営などを見極める時間を確保するために、12月会合での利上げを見送ったものと思われます。

ポイント③ 市場は円安・米ドル高で反応

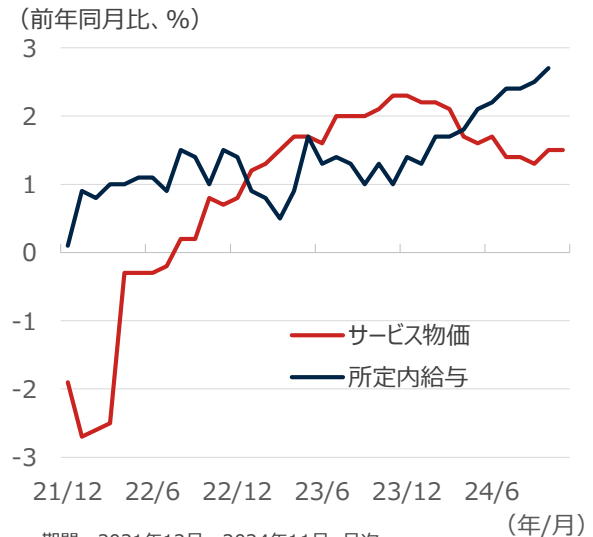
植田総裁の記者会見を受け、市場では日銀による利上げ時期の後退が意識され、外国為替市場では円安・米ドル高に動き、1米ドル=157円台まで円安が進みました。利上げ時期の後退が意識された背景としては、次回の会合が2025年1月23-24日に予定されている一方、春闘の動向を確認できるのが早く2月頃であり、米トランプ大統領就任も1月20日に予定されていることから、1月会合までに植田総裁が求める情報が十分には集まらないと見られたことなどが考えられます。今後、追加利上げの時期を見通すにあたり、春闘や米新政権の政策に対する植田総裁の評価を注視していく必要がありそうです。

2024年3月以降の各会合での短期金利政策に関する決定

24年3月	マイナス金利を解除し、無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標を0～0.1%程度とする
4月	誘導目標を据え置き
6月	誘導目標を据え置き
7月	誘導目標を0.25%程度とする
9月	誘導目標を据え置き
10月	誘導目標を据え置き
12月	誘導目標を据え置き

(出所) 日本銀行より野村アセットマネジメント作成

日本のサービス物価と所定内給与の推移



注目される経済指標など

12月27日 東京消費者物価指数 (12月)

12月27日 鉱工業生産指数 (11月)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年12月現在

ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。